

ヘルパーステーションくじば運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人緑十字会が開設するヘルパーステーションくじば(以下「事業所」という。)が行う訪問介護[訪問介護、及び介護保険法に基づく第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)]の事業(以下「訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

1. 訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションくじば
- 二 所在地 岡山県浅口郡里庄町大字里見 3530 番地マンション曾根本 307 号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1人(常勤1人)
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- 三 訪問介護員等 2.5 人以上(常勤 2 人以上、非常勤 1 人以上)
訪問介護員等は、訪問介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護事業の内容)

第 6 条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一、身体介助
- 二、生活援助

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費として、利用者からの支払を受けることができるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、浅口市、里庄町、笠岡市(諸島を除く)、の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第12条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護等の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、適切な業務体制を整備する。

- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令、岡山県条例に定めるところによるものとする。

附則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。